

町田市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年(2022年)8月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

町田市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和35年10月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州<u>及びこれらに付属する島の存する領域</u>をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</p> <p>(2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行<u>及び外国</u>における旅行をいう。</p> <p>(3) ・ (4) 略</p> <p>(5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母<u>及び兄弟姉妹並びに</u>職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p><u>(6) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u></p> <p><u>(7) 電磁的方法 電磁的記録により職員の勤務の状況等の管理に関する事務を処理する電子情報処理組織を使用する方法をいう。</u></p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員<u>又は</u>その遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張のため旅行中に退職（免職を</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州<u>およびこれらに付属する島の存する領域</u>をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</p> <p>(2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行<u>および外国</u>における旅行をいう。</p> <p>(3) ・ (4) 略</p> <p>(5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母<u>および兄弟姉妹ならびに</u>職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員<u>または</u>その遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張のため旅行中に退職（免職を</p>

含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合は除く。)には、当該職員

(2)・(3)略

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に旅行命令若しくは旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消しを含む。以下同じ。)され、又は死亡した場合において、当該旅行のための既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他やむを得ない事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で、市長が定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更すること

含む。)、失職または休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合は除く。)には、当該職員

(2)・(3)略

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第28条第4項または第29条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 略

5 第1項、第2項および前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に旅行命令または旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消を含む。以下同じ。)され、または死亡した場合において、当該旅行のための既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項および第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部または一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で、市長が定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者または旅行依頼を行なう者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自らまたは次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更すること

ができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関し必要な事項を記載し、又は記録し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、又は記録し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令簿等が電磁的記録である場合における前項の規定による提示は、電磁的方法により行うことができる。

6 旅行命令簿等の記載事項又は記録事項及び様式は、市長が定める。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、渡航手数料及び死亡手当とする。

2～6 略

7 略

8 略

9 略

10 略

11 略

(旅費の請求手続)

第12条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書又は精算書（当該請求書又は精算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「請求書

ができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、またはこれを変更するには、旅行命令簿または旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発しまたはこれを変更することができる。この場合において旅行命令権者は、できるだけすみやかに、旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令簿等の記載事項および様式は、市長が定める。

(普通旅費の種類)

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、支度料、渡航手数料及び死亡手当とする。

2～6 略

7 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

8 略

9 略

10 略

11 略

12 略

(旅費の請求手続)

第12条 旅費（概算払にかかる旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者および概算払にかかる旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提

等」という。)に必要な書類(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)を添えて、これを当該旅費の支払等をする者(以下「支払担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 略

4 請求書等又は書類が電磁的記録である場合における第1項の規定による提出は、電磁的方法により行うことができる。

5 請求書等及び必要な書類の種類、記載事項又は記録事項及び様式並びに第2項及び第3項に規定する期間は、市長が定める。

(遺族の旅費)

第26条 略

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第5号に掲げる順序による。同順位者がある場合には、年長者を先にする。

出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部または一部を提出しなかった者は、その請求にかかる旅費のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払にかかる旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 略

4 請求書等又は書類が電磁的記録である場合における第1項の規定による提出は、電磁的方法により行うことができる。

5 請求書等及び必要な書類の種類、記載事項又は記録事項及び様式並びに第2項及び第3項に規定する期間は、市長が定める。

(旅行雑費)

第17条の2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合においては、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、200円の額の旅行雑費を支給する。

2 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

(遺族の旅費)

第26条 略

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第5号に掲げる順序による。同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、居住地から帰住地（外国に帰住する場合は本邦における外国への出発地）までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。

4 前項に規定する鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料の額及び支給方法は、市長が定める。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、居住地から帰住地（外国に帰住する場合は本邦における外国への出発地）までの鉄道賃、船賃、車賃および食卓料とする。

4 前項に規定する鉄道賃、船賃、車賃、および食卓料の額および支給方法は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条から第4条までの改正規定、第6条の改正規定（「普通旅費」を「旅費」に改める部分に限る。）並びに第12条及び第26条の改正規定については、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。